

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成25年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

平成30年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
53	0	2	55

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について
IV ごみ処理有料化への対応について

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3(1)⑤ごみ処理の有料化の推進について(意見) ごみ処理有料化を推進することが望まれる。	現在は、ごみ処理有料化制度導入よりもごみ焼却量減少に注力することとしており、「ごみ減量・資源化指針」に掲げる取り組みを推進中である。 (ただし、平成28年度に改定した「ごみ減量・資源化指針」に、「平成37年度に見込まれる一人あたりのごみ焼却量が中核市の平均レベルに達しないと判断した時点で、ごみ処理有料化制度に向けた検討を開始する」との判断基準を設けた。)	×	自然共生部	自然共生政策課	6402	150
3(1)⑥ごみ処理のコストについて(意見) ごみ処理の手数料は、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮し設定することが望まれる。	現在は、ごみ処理有料化制度導入よりもごみ焼却量減少に注力することとしており、「ごみ減量・資源化指針」に掲げる取り組みを推進中である。 (ただし、平成28年度に改定した「ごみ減量・資源化指針」に、「平成37年度に見込まれる一人あたりのごみ焼却量が中核市の平均レベルに達しないと判断した時点で、ごみ処理有料化制度に向けた検討を開始する」との判断基準を設けた。)	×	自然共生部	自然共生政策課	6402	150